

死し、おのれ減食してまぬがれしといふ、其後近村平野村にまたこの事はやりて、人多く異病をやみぬ、其社中に清右衛門といふ若者あり、膂力も人にすぐれ、無病なりしが、ふと遺溺す、それよりしげくなりて、つひに坐上に溺するを覺えず、發狂して死したり、食ふてすぐに食傷はあらざれども、つもりく、て不治の病となるなり、一日に五合の食は吾邦の通制なり、是にて飛脚をもつとめ、軍にもいづるなり、されば人々心得べき事にこそ、軍事には一升、戦の日は二升のかては、其時々、の事にて常にあらず、

食禁

〔律疏職制〕凡造御膳、誤犯食禁者、典膳徒三年。謂造御膳者、皆依食經、經有禁忌、不得輒造、若乾脯、不得入、黍、米、中、菟、菜、不得和、髓、肉、之類、有所犯者、典膳徒三年。

〔庭訓往來〕禁好物注文、合食禁。日記、任藥殿壁書可寫給候、

〔倭訓栞中編六〕くひあはせ 庭訓に合食禁ともみゆ、相反し相畏る、物を一度に食合する也、

〔庖丁聞書〕一盛合せぬ品々

猪ニ兔 辛螺にこんにやく 雉子ニ狸 鯉にさめのらほ 干鱒ニ榮螺 鮭ニいるか

右喰合る時は、百日の内に必ず大病請る也、

〔養生訓四〕同食の禁忌多し、其要なるをこゝに記す、猪肉に生薑、蕎麥、胡葵、炒豆、梅、牛肉、鹿肉、鼈

鶴、鶉をいむ、牛肉に黍、韭、生薑、栗子をいむ、略○下

○按ズルニ、食禁ノ事ハ、尙ホ方技部醫術篇ニ在リ、宜シク參看スベシ、

食法

〔世俗立要集〕一食事ノ様

サテアラン物ヲバ、懷ニセヨト云ナリ、スベテハレニモケニモ、盤臺ノ上ニマサナゲニクヒチラス事ハスマジキ事也、物一モ盤臺ニコボシテラスベカラズ、サワくトクスベシ、菓ヲ食シテ、サテ皮イタジキニモ、庭ニモナゲチラス事ハウタテキ事也、主君ノ御前ナンドニテハ、スコシモチラサズシテ、タ、ウガミ、ニモ取入ニ立ベシ、サシモナカラシ所ニハ、ヒト、コロニシラクベシ、將